

# 令和2年度第3回静岡地域医療協議会 合同会議 令和2年度第3回静岡地域医療構想調整会議

日 時：令和3年2月25日(木)午後7時15分  
場 所：Web会議 (Zoom ウェビナー)

## 次 第

### ○ 議 題

- 1 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について
- 2 静岡市立清水病院における2025プランの修正について
- 3 第8次静岡県保健医療計画（圏域版）の中間見直しについて
- 4 静岡瀬名病院における2025年に向けた具体的な対応方針について

### ○ 報 告

地域医療介護総合確保基金について

### ○ その他

### 第3回静岡地域医療協議会・第3回静岡地域医療構想調整会議名簿

No	所属団体名	役職	氏名	出欠		所属委員
1	静岡市静岡医師会	会長	◎福地 康紀	○		調整会議・協議会
2	静岡市清水医師会	会長	望月 篤	○		調整会議・協議会
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	欠席		調整会議・協議会
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	○		調整会議・協議会
5	静岡市清水歯科医師会	会長	土谷 尚之	○		調整会議・協議会
6	静岡市薬剤師会	副会長	河西 きよみ	○	代理	調整会議・協議会
7	清水薬剤師会	会長	滝口 智子	○		調整会議・協議会
8	静岡県看護協会（静岡支部）	支部長	牛之濱 千穂子	○		調整会議
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	欠席		調整会議・協議会
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	○		調整会議・協議会
11	静岡市立静岡病院	病院長	小野寺 知哉	○		調整会議・協議会
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	○		調整会議・協議会
13	静岡市立清水病院	病院長	藤井 浩治	○		調整会議・協議会
14	J A 静岡厚生連静岡厚生病院	病院長	水野 伸一	○		調整会議・協議会
15	J A 静岡厚生連清水厚生病院	病院長	中田 恒	○		調整会議・協議会
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	副院長	根橋 良雄	○	代理	調整会議・協議会
17	静岡県慢性期医療協会 静岡県老人保健施設協会 (医療法人社団秀慈会 白萩病院 萩の里)	理事 (理事長)	萩原 秀男	○		調整会議
18	静岡県精神科病院協会 (溝口病院)	会長 (理事長)	溝口 明範	○		調整会議
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 グループ長	名波 直治	○		調整会議
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 羽鳥の森)	副会長 (施設長)	前田 万正	○		調整会議
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	羽根田 信人	○		調整会議・協議会
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	○		調整会議・協議会
23	静岡県中部保健所	所長	○岩間 真人	○		調整会議・協議会
24	静岡県立こども病院	院長	坂本 喜三郎	○		協議会
25	共立蒲原総合病院	院長	西ヶ谷 和之	○		協議会
26	静岡市消防局	救急担当部長	大石 隆広	○	代理	協議会
27	静岡市葵区自治会連合会	会長	瀧 義弘	○		協議会
28	静岡市駿河区自治会連合会	会長	寺尾 和則	欠席		協議会
29	静岡市清水区自治会連合会	会長	高山 茂宏	欠席		協議会
30	静岡市女性団体連絡会	会長	深津 弘子	欠席		協議会
31	静岡市老人クラブ連合会	会長	遠藤 日出夫	○		協議会
オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	静岡県医師会 副会長 浜松医科大学 特任教授	小林 利彦	○		オブザーバー
オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	浜松医科大学特任准教授	竹内 浩視	○		オブザーバー
オブザーバー	静岡てんかん・神経医療センター	院長	高橋 幸利	○		オブザーバー
オブザーバー	静岡瀬名病院	院長	小川 祐輔	○		オブザーバー

◎：静岡地域医療構想調整会議長

○：静岡地域医療協議会議長

## 静岡地域医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県保健医療計画（以下「計画」という。）に基づき、静岡圏域に静岡地域医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を協議する。

### (会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、中部保健所長を充てる。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

- (1) 市の保健衛生行政を代表する者
- (2) 郡市医師会長、郡市歯科医師会長及び薬剤師会郡市支部長
- (3) 国立、公立、公的病院等の長
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他関係機関若しくは団体の代表又はそれに準ずる者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 協議会は必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (報告)

第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部健康福祉センターにおいて処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年7月28日から施行する。

## 静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

### (委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

### (任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

### (議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

### (庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。